

第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会
(スピード)

ぎふクリスタル国体2021

銀嶺に きらめく夢は 無限大

新型コロナウイルス 感染拡大防止ガイドライン

(第1版)

会場に入場する方（一般観覧者を除く）は
①会場入り14日間前から大会終了までの体温・行動の記録、②国体会場受付での記録の提示及び③ADカードの携帯が必要です。
上記3点が確認できない場合、入場を許可することができませんので、注意してください。

目次

第1	基本事項	
1	位置づけ	1
2	対象者	1
3	共通予防対策	1
第2	健康調査及び会場受付	
1	A D所持者	4
2	一般観覧者	5
第3	式典会場	
1	全般	6
2	受付（入場）及び退場	6
3	式典会場	6
第4	競技会場	
1	全般	7
2	競技	7
3	救護所	8
4	弁当	8
5	報道	9
6	ふれあい交流広場・物販	9
第5	宿舎・輸送	
1	宿舎	11
2	輸送	13
第6	各種会議	14
第7	体調不良者発生時の対応	
1	全般	15
2	式典会場	15
3	競技会場	16
4	宿舎	17
5	会期後	17
第8	感染者発生周知方法	19

第1 基本事項

1 位置づけ

第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会（スピード）「ぎふクリスタル国体2021」（以下「クリスタル国体」という。）における新型コロナウイルス感染拡大の防止対策については、公益財団法人日本スポーツ協会が策定した「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」並びに公益財団法人日本スケート連盟が策定するガイドラインに定める対策の他、本ガイドラインに基づき実施するものとする。

2 対象者

- (1) クリスタル国体用ADカードを所持する者（以下「AD所持者」という。）
- ・大会参加者（選手・監督・コーチ、大会役員、競技会役員、競技役員等）
 - ・報道員（それに準じる者を含む（以下同じ。））
 - ・視察員
 - ・その他、式典・競技会場内で業務に従事する者
（施設管理者、ふれあい交流広場事業者、物販店、競技会場運営業務受託者等）
- (2) 一般観覧者

3 共通予防対策

(1) 手指衛生の励行

- ・会場では、出入口、選手控室、役員控室等、各所に手指用のアルコール消毒液（濃度70%以上95%以下のエタノール）（以下「手指消毒液」という。）を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整え、来場者は随時手指消毒を行う。
- ・会場の手洗い場には、ポンプ式石鹸を用意するとともに、手洗い啓発ポスターを掲示し、来場者はこまめに手洗いを行う。

(2) マスク着用の徹底

- ・競技中及びウォームアップ中の選手を除き、常時のマスク着用を徹底する。
- ・会場において、整氷中や競技間等、競技に影響のない時間を使い、マスク着用を促すアナウンスを随時行うとともに、マスク未着用の者には個別に着用を促す。

(3) 3密の回避

①密閉の回避

- ・選手控室、役員控室等の個室については、リンクへの影響がない範囲で可能な限り、窓の開放及び換気扇の利用により、定期的（目安：毎時2回）な換気を実施する。

②密集の回避

- ・会場においては、人と人との接触を可能な限り避け、ソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保できる対策を講じる。
- ・受付、シャトルバス乗り場、ふれあい交流広場スペース等、人が並ぶ可能性がある場所では、足元マークの設置やスタッフによる呼びかけ等により、可能な限りソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保するための対策を講じる。

③密接の回避

- ・受付等人と人が近距離で対面して話す場所には、可能な限り飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・一般観覧者の入場は、国の示す基準に基づいた収容率・収容人数を超えることがないように対策を徹底する。

(4) ゾーニングの徹底

- ・会場内では、A D所持者と一般観覧者の動線は明確に分け、立ち入り禁止の表示やローピング等で、両者が交わることがないように動線確保を徹底する。

(5) 大声の自粛

- ・A D所持者及び一般観覧者は、会場内においては、大声での会話は自粛する。
- ・競技会場内での大声での応援及び掛け声は禁止とともに、会場内にポスター等を表示することで周知を呼びかける。

(6) 各自の体調管理

- ・A D所持者は、クリスタル国体の成功を担う一員であることを自覚し、自らと他の参加者を新型コロナウイルスの感染から守るため、自らの体調管理に最大限の注意を払う。
- ・A D所持者は、会場地入り14日前から会場地を出るまでの間、大人数が集まるイベントや会食を極力避け、各自で新型コロナウイルスへの感染リスクを抑える行動をとるよう努める。
- ・A D所持者は、本ガイドラインに定められた健康チェックや行動記録を必ず行う。
- ・体調不良を自覚する者はクリスタル国体への参加を自粛する。

(7) 接触確認アプリ（COCOA）の利用

- ・A D所持者及び一般観覧者でスマートフォンの利用者は、原則として、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を事前にインストールの上、利用状態にして常に携帯する。

(8) 岐阜県感染症警戒QRシステムの利用

- ・A D所持者及び一般観覧者は、原則として、各日の受付時に「岐阜県感染警戒QRシステム」の登録を行う。

(9) 個人情報の取得及び管理

- ・AD 所持者については、事前に氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号、電子メール）の提供を
求める。
- ・岐阜県実行委員会及び恵那市実行委員会が、本ガイドラインで定める対応を行うために取得
した個人情報は厳重に管理し、2021 年 2 月 15 日（月）から 26 日（金）までに廃棄する。

第2 健康調査及び会場受付

1 AD 所持者

(1) 体温等の記録

- ・AD 所持者は、会場地入り 14 日前から会場地を出る日までの間、日本スケート連盟の「JSF ヘルスチェック」(携帯アプリケーション) 又は「健康調査票」(様式 1) を使用して、起床時体温、体調及び行動を毎日記録する。

(2) 会期中

- ・AD 所持者は、会期中も起床時に検温できるよう体温計を持参する。
- ・AD 所持者は、会場受付において、「JSF ヘルスチェック」又は「健康調査票」を提示し、体調確認を受けるとともに、検温を受ける。
- ・受付担当者は、受付対象者の AD カードの確認状況に応じて、以下のとおり対応する。

ア 会場地入り後、確認が初めての場合

「JSF ヘルスチェック」又は「健康調査票」により、会場地入り前までの体温等の記録及び当日の体調について問題がないことに加え、検温で 37.5℃未満であることを確認した場合は、AD カードに確認のチェック(シール貼付)を行う。

イ 会場地入り後、既に 1 回以上の確認がある場合

「JSF ヘルスチェック」又は「健康調査票」により、前回会場入りした日から当日の体調に問題がないこと及び検温で 37.5℃未満であることを確認した場合は、AD カードに確認のチェック(シール貼付)を行う。(会場地入り前までの体温等の記録確認は不要)

- ・AD 所持者は、AD カードにチェックを受けた当日は、他会場で「JSF ヘルスチェック」又は「健康調査票」の再度のチェックを受ける必要はない。(検温は受ける)
- ・受付時の検温で 37.5℃以上の者は、入場できないものとする。(入場を許可しない)
- ・以下の事項が確認された場合、参加を見合わせること。

ア 体調が良くない場合

(例：発熱(37.5℃以上)・咳・喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常等の症状がある)

イ 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触がある場合

ウ 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合

エ 現地入り前 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(3) 会期後

- ・AD 所持者は、会場地を出た日の翌日から 14 日間、自主的に起床時体温、体調及び行動を毎日記録する。(様式の指定なし)

受付及び体温チェックの流れ

会場地入り14日前～	岐阜国体会場	
	初回受付	2回目以降受付
「JSFヘルスチェック」又は「健康調査票」に2週間の体調記録を記入	<ul style="list-style-type: none"> ・「JSFヘルスチェック」又は「健康調査票」の提示【会場地入り前から当日分】 ・検温 	<ul style="list-style-type: none"> ・「JSFヘルスチェック」又は「健康調査票」の提示【当日分】 ・検温

2 一般観覧者

(1) 競技会場

- ・一般観客は、競技会場の受付で健康状態等を確認するためのチェックシートの記入を求められた場合は必ず協力する。
- ・会場において、受付時の検温で 37.5℃以上の者は、入場できないものとする。(入場を許可しない)
- ・以下の事項が確認された場合、入場を見合わせること。
 - ア 体調が良くない場合
(例：発熱(37.5℃以上)・咳・喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常等の症状がある)
 - イ 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触がある場合
 - ウ 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合
 - エ 現地入り前 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

第3 式典会場

1 全般

- ・挨拶者数の削減、入場行進の廃止等により、式典プログラムの短縮を図る。
- ・密を避けるため、会場定員の3分の1程度とする。
- ・式典参加者は、会場内に設置された手指消毒液により、随時、手指消毒を行う。
- ・式典参加者は、運営等に支障がある場合を除き、常時マスクを着用する。
- ・式典参加者は、歓声や歌を歌う等声を出すことをしない。

2 受付(入場)及び退場

- ・式典会場の受付においては、式典参加区分(例:大会役員、競技会役員、招待者、選手団等)ごとに受付時間を設定するとともに、受付待ちをする式典参加者同士のソーシャルディスタンス(できるだけ2m、最低1m以上)を確保するよう措置する。
- ・受付担当者と式典参加者の間に、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・式典終了後の退場は、密集しないよう、分散退場を行う。

3 式典会場

- ・座席配置については、式典参加区分ごとにエリアを分け、ゾーニングを行う。
- ・舞台から客席最前列の距離は水平距離で最低2m以上確保する。
- ・音楽隊については、すべての演奏者は十分な間隔(最低1m)を保持する。また、指揮者は演奏者との距離を2m以上確保するとともに、トランペットやトロンボーンは前方の演奏者との距離を最低でも1.5m(可能な限り2m)を確保する。さらに、歌唱者と客席最前列までの距離は水平距離で5m以上の距離を確保する。
- ・登壇者やアトラクション出演者等、ワイヤレスマイクを使用する場合は、原則、1人に1本専用マイクを用意する。ただし、スタンドマイクの場合はこの限りではない。
- ・ドアノブや手すり等手が触れる頻度が高い箇所は定期的に消毒(消毒用エタノール(濃度70%以上95%以下)又は次亜塩素酸ナトリウム0.05%溶液をしみこませた布で拭いて消毒。(以下、モノの消毒は同様とする。))をする。
- ・会場内の客席の扉は開放したまま式典を実施する。
- ・式典の前後において、感染拡大予防のためのアナウンスを行う。

第4 競技会場

1 全般

- ・選手・監督、競技役員、報道員、ボランティア、一般観覧者等、競技会場内に入場するすべての者は、各所に設置された手指消毒液を使用し、随時、手指消毒をするとともに、こまめに手洗いを行い、手指衛生の徹底を図る。
- ・競技会場内に入場するすべての者は、競技中及びウォームアップ中の選手を除き、常時マスクを着用する。
- ・競技会場内では、競技中の選手間のコミュニケーションや監督の指示を除いて、大声での声援、掛け声、会話は行わない。
- ・受付等選手や一般観客と対面する場所には、飛沫感染防止のためのフェイスシールドの着用やビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・競技会場内では、AD所持者と一般観覧者の動線は明確に分け、両者が交わることがないようにゾーニングする。
- ・観覧席では、国が示す基準に基づいた収容率・収容人数を超えることがないように、また、一般観客同士のソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保するため、着席禁止措置等を行う。

2 競技

(1) 選手、監督（チームスタッフを含む）

- ・試合終了後の握手はせず、素手でのハイタッチもしない。
- ・飲食物は、各自で管理の徹底を図る。
- ・ウォームアップやダウンは各自で行い、集団では行わない。
- ・選手控え室及び選手待機所は定期的な換気を行う。
- ・競技用具は適宜消毒をする。
- ・ゴミ袋を各自用意し、ゴミは各自で持ち帰ること。

(2) 競技役員等（競技会場内で業務に従事する者）

- ・選手控室は定期的にベンチや机、ドアノブ等を消毒する。
- ・選手が使用し触れた場所をその都度消毒する。
- ・役員打ち合わせは座席距離を確保して行う。
- ・その他、競技運営のため使用した物品や控室等は、可能な限り消毒や換気に努める。
- ・飲食物は、各自で管理の徹底を図る。
- ・飲食を行う際は、ソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保すること。

- ・観覧席において、禁止行為（大声での応援・掛け声、立入禁止区域への進入等）を行う一般観覧者がいた場合は、個別に注意を行う。
- ・審判員はマスクを着用する。
- ・選手等と接触がある者はマスク、フェイスシールドを着用する。

（3）一般観覧者

- ・禁止行為（大声での応援・掛け声、立入禁止区域への進入等）を行わない。
- ・選手へ花やプレゼントを渡すことは禁止する。
- ・他の観覧者との接触を極力避け、着席禁止の席には絶対に座らないとともに、人と人のソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保して観戦する。
- ・観覧席の移動を極力行わないこととして、座席位置を写真に撮る等観覧位置を記録するよう努める。
- ・ゴミは各自で持ち帰る。
- ・その他、競技会場内では、大会スタッフの案内及び指示に従う。

3 救護所

- ・競技会場に設置する救護所では、体調不良者（第7 1 (1)）の対応は行わない。
- ・救護所で従事する者は、常時マスクを着用する。
- ・窓の開放や換気扇の利用により、定期的な換気を実施する。
- ・救護所の物品（椅子やベッド、ドアノブ等）は、定期的に消毒するとともに、日程終了時には必ず消毒を行う。
- ・応急処置中は、マスク、フェイスシールド及び使い捨て手袋を着用する。

4 弁当

（1）弁当の受け渡し

- ・弁当業者から会場へ配達される弁当は、係員が屋外で受け取り、屋内に運び込むこととする。
- ・係員は、マスク、フェイスシールド及び手袋を着用する。
- ・弁当の受け渡しは団体ごとに代表者にまとめて渡すこととする。その際、代表者は必ず事前に送付する予約票を提示する。
- ・弁当の受け渡し時に、弁当ガラ回収用のビニール袋を必要数渡す。

（2）食事中

- ・飲食の前に必ず手洗い及び手指の消毒を行う。
- ・他の食事者との距離を可能な限り保ち、食事中の会話は極力控える。
- ・対面での飲食は避け、同じ方向を向いての飲食を心がける。

- ・ 飲食が終わったらすぐにマスクを着用する。

(3) 弁当ガラの回収

- ・ 弁当ガラの回収は団体ごとに代表者がまとめて行い、ビニール袋に密閉した状態で係員に受け渡す。

5 報道

(1) スケート競技会

① 報道員

- ・ 選手に対面取材を行う場合は、直前に手洗い及び手指消毒をするとともに、取材相手とのソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保して行う。
- ・ 取材班の人数については、可能な限り最小限に止める。
- ・ 取材は主催者が予め指定した方法及び場所のみで行う。

②選手・監督等

- ・ 主催者が指定した場所以外での取材は受けない。
- ・ マスクを着用していない者からの取材は受けない。
- ・ 写真撮影を行う場合は、撮影時のみマスクを外し、撮影の間は発声をしない。また、撮影終了後は、速やかにマスクを着用すること。

(2) 報道控室

- ・ 報道控室への入室は、事前に申請のあった者とし、報道控室内では指定された座席のみを使用する。

6 ふれあい交流広場・物販

(1) ふれあい交流広場

①対象者

- ・ ふれあい交流広場事業の対象は、ADカード所持者に限定する。ただし、ふれあい交流広場会場において、AD所持者と一般観覧者の動線を明確に分けることができる場合は、一般観覧者を対象としたふれあい交流広場事業を実施できるものとする。

②ふれあい交流広場事業者

- ・ 飲食スペースの出入口には手指消毒液を設置する。
- ・ 飲食物の提供者は、常時マスク及びフェイスシールドを着用するとともに、運営上支障がある場合を除き、手袋を着用する。
- ・ カウンター等の来店者と対面する場所には、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。

- ・ 飲食スペースでは、他の食事者とのソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保する措置をとる。
- ・ 来店者が正面に向かい合って食事をする場合は、両者の間に飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。ただし、正面ではなく互い違いに座れる場合はこの限りではない。
- ・ 用意した座席数以上の人数を飲食スペースに入場させない。
- ・ 可能な限り常時窓を開けて十分な換気を行う。悪天候等により常時換気が困難な場合であっても、毎時2回の換気を行う。
- ・ 飲食物は可能な限り蓋つき容器又は個包装で提供することとする。
- ・ 飲食スペースの机及び椅子の消毒を随時行う。
- ・ 飲食を終えた者には、速やかな退出を促す。（休憩所としての利用はさせない）
- ・ 金銭のやり取りは、必ずトレーを介して行う。精算担当者と商品の受け渡し担当を分ける等の対策も可能な限り講じる。

③来店者

- ・ 飲食中を除き常時マスクを着用する。
- ・ 飲食中は、極力会話を控えるとともに、大声での会話を行わない。
- ・ 飲食後は速やかに退出する。

(2) 物販

- ・ 従事者は常時マスクを着用するとともに、運営上支障がある場合を除き、手袋を着用する。
- ・ 試食や試着は実施しない。
- ・ カウンター等の来店者と対面する場所には、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・ 金銭のやり取りは、必ずトレーを介して行う。精算担当者と商品の受け渡し担当を分ける等の対策も可能な限り講じる。

第5 宿舎・輸送

1 宿舎

(1) 宿泊施設

①全般

- ・従業員と宿泊者の接触を極力避け、人と人とのソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保する。
- ・従業員や宿泊者がいつでも使えるよう施設内の各所に手指消毒液を設置し、客室を含め施設内の定期的な換気を行う。
- ・ロビー及び廊下等の共用部を移動する際はマスクを着用する。

②客室

- ・宿泊者一人に対し一部屋の配宿を原則とする。ただし、大部屋を利用する際は定員の半数以下の配宿とする。
- ・清掃時には、宿泊者が接触するドアノブ、テレビ、リモコン及び照明スイッチ等を消毒する。
- ・使用済みのアメニティは廃棄し、コップ、急須及び湯飲み等の備品は消毒済みのものと交換する。
- ・空調による換気が可能な場合は、常時換気を行う。

③チェックイン・チェックアウト

- ・フロントデスクには、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・選手団等には、代表者がまとめて手続きをし、待機している者には一つの場所に固まらず、分散して待機をするよう要請する。

④大浴場

- ・3密を回避するため、ロッカーの利用制限をする等、入場人数を制限する。
- ・脱衣室では、ドアノブ、ロッカー、ドライヤー及びイス等の備品を定期的に消毒する。
- ・浴場内の床面の定期的な清掃並びに湯桶、シャワー、水栓及び鏡等の定期的な消毒を行う。
- ・浴室での貸しタオルは設置しないこととし、宿泊者に対し客室にある個人用のタオルを持参するよう要請する。

⑤食事会場

- ・従業員は常時マスクを着用する。
- ・食事会場の出入口に手指消毒液を設置し、可能な限り常時窓や扉を開けて十分な換気を行う。悪天候等により常時換気が困難な場合であっても、毎時2回の換気を行う。
- ・食事をする人と人のソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保するようテーブルの間隔を広げる又は座席を間引く等の配席レイアウトを工夫する。
- ・食事をする者同士が対面で食事をするような座席レイアウトを工夫する。

- ・対面で食事をしている宿泊者がいる場合は、場所や向きを変える等の注意喚起をする。
- ・宿泊者の人数と食事会場の収容人数など、宿舎の状況に応じて、人数制限や滞在時間の制限等の必要な措置を取る。
- ・原則、ビュッフェ方式での食事の提供は避け、セットメニューでの提供とする。やむを得ずビュッフェ方式とする場合は、宿泊者一人一人にビニール手袋を配布し、ビニール手袋を着用した状態でトングを使用する。
- ・食べ終わった食器類の下膳の際は、作業後の手洗い及び手指消毒を徹底し、食事後のテーブル等の消毒を行う。

(2) 宿泊者

①全般

- ・従業員や他の宿泊者の接触を極力避け、人と人とのソーシャルディスタンス（できるだけ2 m、最低1 m以上）を確保する。
- ・宿泊施設が要請する人数制限等の新型コロナウイルス感染防止対策を遵守する。
- ・定期的な手洗いや手指消毒を徹底する。
- ・宿舎内では、食事や入浴時等を除きマスクを着用する。
- ・入館時及び起床時に、必ず検温を行う。

②客室

- ・定期的に窓を開け換気を行う。ただし、客室の構造上窓の開閉が不可能な場合は、空調による換気を行う。
- ・客室内のトイレでは蓋を閉めて汚物を流す。
- ・他の客室への出入りを極力控える。

③チェックイン・チェックアウト

- ・代表者がまとめて手続きを行い、待機している者は一つの場所に固まらず、分散して待機をする。

④大浴場

- ・浴室内が混雑することのないよう、大勢での入浴を避ける。
- ・脱衣室での貸しタオルは使用せず、客室内の個人用タオルを持参する。

⑤食事会場

- ・食事会場の入場時に、必ず手洗い及び手指消毒をする。
- ・食事開始まで常時マスクを着用し、食事後は速やかにマスクを着用する。
- ・食事中は、極力会話を控えるとともに、大声での会話を行わない。
- ・食事後は速やかに退出する。

2 輸送

(1) 計画輸送事業者

- ・乗客の乗車前及び降車後に、複数の利用者が接触する可能性のある手すり等を消毒するとともに、十分な換気を行う。
- ・従事者は常時マスクを着用する。
- ・バス入口に手指消毒液を設置し、利用者に対し乗車時及び降車時の手指消毒を呼びかける。
- ・車内アナウンス等により、利用者に対しマスクの着用及び大声での会話を控えるよう要請する。
- ・運行中は外気換気モードによるエアコンの使用を基本とする。

(2) 利用者

①計画輸送を利用する場合

- ・常時マスクを着用する。
- ・バス入口に設置してある手指消毒液を用いて、乗車時及び降車時に手指消毒を行う。
- ・極力他の利用者と離れて着席する。
- ・車内では、飲食及び必要以上の会話を控える。
- ・車内で発生したゴミは、必ず各自で持ち帰る。

②計画輸送以外を利用する場合

ア 公共交通機関を利用する場合

- ・常時マスクを着用する。
- ・車内では、飲食及び必要以上の会話を控える。
- ・極力まとまって乗車し、一般客との接触を控える。
- ・その他、運行する会社が定める感染防止対策を遵守する。

イ チーム専用バスを利用する場合

- ・常時マスクを着用する。
- ・極力他の利用者と離れて着席する。
- ・車内では飲食及び必要以上の会話を控える。

ウ 自家用車、社用車及び公用車等を利用する場合

- ・他者と乗り合わせる場合は、常時マスクを着用する。
- ・他者と乗り合わせる場合は、車内での飲食及び必要以上の会話を控える。

第6 各種会議

(1) 会議主催者

- ・オンラインによる会議運営が可能な場合は、主催者の判断により、積極的にオンライン会議で実施する。
- ・会議室の出入口に手指消毒液を設置する。会議資料を机上配布する場合は、配布者は特に手指消毒に努める。
- ・マイクを使用する場合は、原則、発言者ごとに専用マイクを用意することとする。ただし、複数名が発言するためマイクの用意ができない場合は、スタンドマイクを用意し、発言者がマイクの前に来て、交互に話す（発言者はマイクに触らない）。また、スタンドマイクによらず発言者の間でワイヤレスマイクを回す場合は、発言者が変わるごとに持ち手を消毒する。
- ・出席者同士はソーシャルディスタンス（できるだけ2m、最低1m以上）を確保して着席させる。
- ・演台を設ける場合は、発言者と最前列の間隔を2m以上確保する。
- ・受付を設置し、出席者に対して検温を行う。
- ・受付担当者と出席者の間には、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・出席者のうち、ADカードに過去14日間に関する「健康調査票」の確認チェックを受けていない者に対しては、受付にて「健康調査票」を確認する。
- ・会議室は可能な限り窓・扉を開放する等十分な換気を実施する。

(2) 出席者

- ・入室時に手指消毒を行う。
- ・常時マスクを着用する。
- ・発言者は、マスクを着用したまま発言する。
- ・会議終了後は速やかに退室する。
- ・会議室内での食事は行わない。
- ・出席者の人数は、以下のとおりとする。

会議名	出席者数
(全国代表者会議)	(各都道府県最大2名まで)
(全国報道員会議)	(各社1名まで)
監督会議	各都道府県最大2名まで
その他	必要最小限に留める

第7 体調不良者発生時の対応

1 全般

(1) 定義

- ・体調不良者は、発熱（37.5℃以上）又は健康調査票の各項目の症状が確認できる者とする。

(2) 対応

①医療機関等への電話相談

- ・県内居住者はかかりつけ医等の地域で身近な医療機関、県外居住者（クリスタル国体に参加するため県内の宿舎に宿泊する者）は「受診・相談センター」へ電話相談し、指示を受ける。
※受診・相談センター一覧は別添のとおり。
- ・医療機関又は受診・相談センター（以下「診療・検査医療機関等」という。）へ電話相談した場合、電話した旨及び受けた指示について、式典本部、競技会本部又は大会実施本部に報告する。
- ・式典本部、競技会本部は、診療・検査医療機関等へ電話相談した報告を受けた場合は、速やかに大会実施本部へ報告する。
- ・大会実施本部は、診療・検査医療機関等へ電話相談した報告を受けた場合は、速やかに式典本部、競技会本部及び日本スポーツ協会へ連絡する。

②会場における準備

- ・式典会場及び競技会場においては、体調不良者が確認された場合に備え、会場内に隔離できる部屋又はパーティションで仕切ったコーナー（以下「隔離室」という。）を設ける。
- ・隔離室には、医療用個人防護具（マスク、フェイスシールド、使い捨て手袋等）を常備する。
- ・式典会場及び競技会場においては、体調不良者を移動させるため、運転席と後部座席の間に、飛沫感染防止のためビニールカーテン又はアクリル板等を設置した車（以下「体調不良者搬送車」という。）を準備する。

③感染が確認された場合

- ・会期中に、AD所持者の中に、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された者があった場合は、速やかに主催者会議を開催し、大会継続の可否を検討する。
- ・感染が確認された者は、岐阜県内の宿泊療養施設への入所や入院等管轄保健所の指示に従い、療養する。

2 式典会場

(1) 受付

- ・式典会場の受付にて体調不良者を確認した場合は、会場内への入場を許可せず、帰宅又は帰宿させる。

- ・体調不良者が帰宅、帰宿又は医療機関を受診する際は、原則、体調不良者搬送車で移動させる。ただし、自家用車又は都道府県やチームが用意する選手団専用車を使用している場合は、当該車の使用を優先させる。
- ・受付担当者は、入場を許可しない者があった場合は、速やかに式典本部へ報告する。

(2) 会場内

- ・式典会場には、体調不良者を隔離できる隔離室を最低1箇所以上用意しておく。
- ・体調不良者を移動させるため、体調不良者搬送車を最低1台以上準備する。
- ・式典本部では、体調不良者の対応担当者を決めておく。
- ・体調不良者に対応する者を極力制限（できるだけ担当者1名）し、対応時に必ずマスク、フェイスシールド及び使い捨て手袋を着用する。
- ・体調不良者を隔離室に隔離するとともに、受診・相談センター等へ電話相談し、指示を受ける。
- ・体調不良者が式典会場から帰宅、帰宿又は医療機関を受診する際は、原則、体調不良者搬送車で移動させる。ただし、自家用車又は選手団専用車を使用している場合は、当該車の使用を優先させる。
- ・隔離室は窓を開け放つ等可能な限り換気し、体調不良者が退室した後は、共有部分（ドアノブ、机、椅子等）を消毒する。

3 競技会場

(1) 受付

- ・競技会場の受付にて体調不良者を確認した場合は、会場内への入場を許可せず、帰宅又は帰宿させる。
- ・体調不良者が帰宅、帰宿又は医療機関を受診する際は、原則、体調不良者搬送車で移動させる。ただし、自家用車又は都道府県やチームが用意する選手団専用車を使用している場合は、当該車の使用を優先させる。
- ・受付担当者は、入場を許可しない者があった場合は、速やかに競技会本部へ報告する。

(2) 会場内

- ・競技会場には、体調不良者を隔離できる隔離室を最低1箇所以上用意しておく。なお、隔離室は、常設の救護所とは別に確保する。
- ・体調不良者を移動させるため、体調不良者搬送車を最低1台以上準備する。
- ・競技会本部では、体調不良者の対応担当者を決めておく。
- ・体調不良者に対応する者は極力制限（できるだけ担当者1名）し、対応時に必ずマスク、フェイスシールド及び使い捨て手袋を着用する。

- ・担当者は、体調不良者を隔離室に隔離するとともに、選手団帯同スポーツドクターや救護所スタッフと協議するとともに、受診・相談センター等に相談し、指示を受ける。
- ・体調不良者が競技会場から帰宅、帰宿又は医療機関を受診する際は、原則、体調不良者搬送車で移動させる。ただし、自家用車又は選手団専用車を使用している場合は、当該車の使用を優先させる。
- ・隔離室は窓を開け放つ等可能な限り換気し、体調不良者が退室した後は、共有部分（ドアノブ、机、椅子等）を消毒する。

4 宿舎

- ・宿舎又は自宅において、体調不良者が確認された場合は、受診・相談センター等へ電話相談し、指示を受けるとともに、下記「参加者区分別報告先」のとおり、診療・検査医療機関等へ電話した旨及び受けた指示について報告する。
- ・宿舎では、体調不良者は、客室内に待機するとともに、体調不良者と同部屋に宿泊している宿泊者は別室に移動し待機する。
- ・宿泊施設は、体調不良者に対応する従業員を極力制限し、対応時には必ずマスク、フェイスシールド及び使い捨て手袋を着用する。
- ・体調不良者が宿舎から医療機関へ移動する際は、原則、競技会場が用意する体調不良者搬送車で移動させる。ただし、自家用車又は選手団専用車を使用している場合は、当該車の使用を優先させる。

5 会期後

- ・A D所持者及び一般観覧者のうち、会場地を出た日の翌日から14日以内に、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された者は、下記「参加者区分別報告先」のとおり、本人又は所属を通じて、速やかに報告する。
- ・競技会本部が感染者の報告を受けた場合は、速やかに大会実施本部へ報告する。
- ・大会実施本部は感染者の報告を受けた場合は、速やかに日本スポーツ協会へ連絡する。

【参加者区分別報告先】

参加者区分	会期中の報告先	会期後の報告先
選手・監督	競技会本部	競技会本部
選手団本部役員	競技会本部	競技会本部
視察員	県大会実施本部 市大会実施本部	県大会実施本部 市大会実施本部
大会役員	市大会実施本部	市大会実施本部
競技会役員、競技役員	競技会本部	競技会本部
招待者	県大会実施本部 市大会実施本部	県大会実施本部 市大会実施本部
報道員	市大会実施本部	市大会実施本部
施設管理者	市大会実施本部	市大会実施本部
ふれあい交流広場事業者、物販 店	県大会実施本部 市大会実施本部	県大会実施本部 市大会実施本部
運営委託業者	県大会実施本部 市大会実施本部	県大会実施本部 市大会実施本部
ボランティア	市大会実施本部	市大会実施本部
一般観覧者	市大会実施本部	市大会実施本部

【報告先電話番号】

報告先	電話番号	
	会期中	会期後
県大会実施本部	058-272-8874	058-272-8874
市大会実施本部	0573-28-2230	0573-28-2230
式典本部	0573-28-2230	0573-28-2230
競技会本部（恵那スケート場）	0573-28-2230	0573-28-2230

第8 感染者発生周知方法

- ・大会期間中又は大会終了後から 2021 年 2 月 14 日（日）までに、A D所持者及び一般観覧者の中に、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、大会公式Web上に、感染者が滞在した可能性のある競技名、会場、日時、区分、概要等を記載する他、大会実施本部から、以下のとおりメールにて連絡を行う。

区分	連絡先
選手・監督	選手団（都道府県体育・スポーツ協会担当者）
選手団本部役員	選手団（都道府県体育・スポーツ協会担当者）
視察員	選手団（都道府県体育・スポーツ協会担当者）
大会役員	本人又は所属担当者
競技会役員・競技役員	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
招待者	本人又は所属担当者
報道員	本人又は所属担当者
施設管理者	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
ふれあい交流広場事業者、物販 店	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
運営業務受託者	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
ボランティア	競技会本部を通じて本人又は所属担当者
一般観覧者（競技会）	本人 (岐阜県 QR システムにて通知)

別添

受診・相談センター一覧

1 受診・相談センター

	発生場所	受診・相談センター	受付時間	電話
会場	恵那文化センター	恵那保健所	9:00-17:00	0573-26-1111 (内線 258)
	恵那スケート場	恵那保健所	9:00-17:00	0573-26-1111 (内線 258)
	(夜間・休日)	県感染症対策推進課	9:00-21:00	058-272-8860
宿舎	恵那市	恵那保健所	9:00-17:00	0573-26-1111 (内線 258)
	中津川市	恵那保健所	9:00-17:00	0573-26-1111 (内線 258)
	土岐市	東濃保健所	9:00-17:00	0572-23-1111 (内線 361)
	多治見市	東濃保健所	9:00-17:00	0572-23-1111 (内線 361)
	(夜間・休日)	県感染症対策推進課	9:00-21:00	058-272-8860